

運用報告書の適正性に関する確認書

平成30年10月15日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

本店所在地 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
東京ビルディング
不動産投資信託証券発行者名 産業ファンド投資法人
(コード: 3249)

代表者の役職・氏名
(署名) 倉都 康行

当投資法人の執行役員である倉都康行は、本投資法人の平成30年2月1日から平成30年7月31日までの第22期営業年度の運用報告書の提出時点において、当該運用報告書における投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号）第71条から第75条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないものと認識しております。

記

1. 本投資法人の仕組みについて

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人です。本投資法人は投信法の規定により、資産の運用に係る業務等を三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社（以下、「資産運用会社」といいます。）に、計算に関する事務及び会計帳簿の作成に関する事務等を含む一般事務及び資産保管業務に係る事務を三井住友信託銀行株式会社（以下、「一般事務受託者」といいます。）に、投資主名簿等管理を三菱UFJ信託銀行株式会社（以下、「投資主名簿等管理人」といいます。）に、それぞれ委託しております。また、本投資法人の会計監査人は、EY新日本有限責任監査法人です。

資産運用会社においては、本投資法人の資産運用を行うインダストリアル本部及び本投資法人の経理・決算・税務・情報開示に関する事項等を担当するコーポレート本部が資産運用報告の作成に係る情報集約と内容の正確性の確保に努めています。

2. 資産運用報告の作成プロセス

資産運用会社は、一般事務受託者が作成した会計帳簿をもとに、インダストリアル本部が資産運用報告の作成に必要な全ての情報を関係本部から集約し、投信法等に規定された様式及び記載表現に従い資産運用報告の原案を作成しております。また、記載内容については、必要に応じて法律事務所及び税理士法人による助言を受けるとともに、会計に関する部分について会計監査人による監査を受けております。

なお、作成された当該資産運用報告は、投信法第131条第2項の規定に基づき平成30年9月20日に開催された本投資法人の役員会にて承認されております。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- (1) 資産運用報告を適正に作成するための十分な体制及び作成プロセスが上記1. 及び2. のとおり構築されており、かつ実施されていること。
- (2) 上記(1)の体制及び実施の状況等について、資産運用会社では、内部監査規程に基づき毎年内部監査を実施し、内部管理態勢等の状況及び内部管理体制の有効性を評価・検証していること。
- (3) 資産運用会社から、本投資法人の資産運用の状況等について月2回程度の頻度で開催される本投資法人の役員会において報告を受けており、上記(1)の体制及び実施の状況等について確認していること。
- (4) 一般事務受託者から提出される会計帳簿及び資産運用会社の役職員から受領した本投資法人に係る重要な情報等に基づき、当該資産運用報告が作成されていること。
- (5) 本投資法人の会計監査人である新日本有限責任監査法人から、当該営業年度に関する投信法第130条に規定される監査の結果、重要な指摘事項がないことを確認し、かつ監査報告書を受領していること。
- (6) 資産運用報告の作成にあたって、投信法、投資法人の計算に関する規則等の関係法令に関し、必要に応じて法律事務所から助言を得て適法性を確認していること。

以 上